

国の検討状況

- 現行の「健康日本21（第二次）」の計画期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間であるが、平成30年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画期間が開始される。
- 自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、次期「健康日本21」を、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画との計画期間と一致させる。
- 次期「健康日本21」策定後、都道府県計画策定のため1年程度の時間を確保する。
 - 令和3年度中に厚生労働省告示を一部改正し、現行の「**健康日本21（第二次）**」の**計画期間を1年間延長**し、平成25年度から令和5年度までの11年間とする。
 - 令和3年6月頃から最終評価を行い、令和4年夏頃を目途に報告書を作成
 - 令和4年夏頃より次期「健康日本21」について議論を開始し、令和5年春を目途に次期「健康日本21」を公表
 - 令和5年度に都道府県計画策定期間を設け、令和6年度から次期計画を開始
 - 医療費適正化計画等、関連計画の計画期間を考慮の上、次期「健康日本21」の計画期間を設定

（令和3年1月21日、第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において下記内容について了承）

【スケジュール】

令和3年度（2021年度）				令和4年度（2022年度）				令和5年度（2023年度）
4～6月	7～9月	10～11月	1～3月	4～6月	7～9月	10～11月	1～3月	
健康日本21（第二次）最終評価								
厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 3回 健康日本21（第二次推進）専門委員会 6回 において議論				次期「健康日本21」策定				
								都道府県計画策定

東京都健康推進プラン21（第二次）の方向性について（2/2）

東京都健康推進プラン21（第二次）の状況

【現行の計画期間】

平成25年度から令和4年度までの10年間（平成30年度に中間評価を実施）

【現状と課題】

現プランの指標の多くは、保健医療計画や医療費適正化計画等に掲げる指標と共通している中、これら関連計画の計画期間との整合が取れておらず、互いに調和の取れた計画策定や施策展開が困難

【位置付け等】

■ 健康増進法第8条

都道府県は、**基本方針（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）を勘案**して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）を定めるものとする。

■ 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働省告示第430号）第3の2の2

都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業支援計画、がん対策推進計画その他の**関連する計画との調和に配慮**すること。

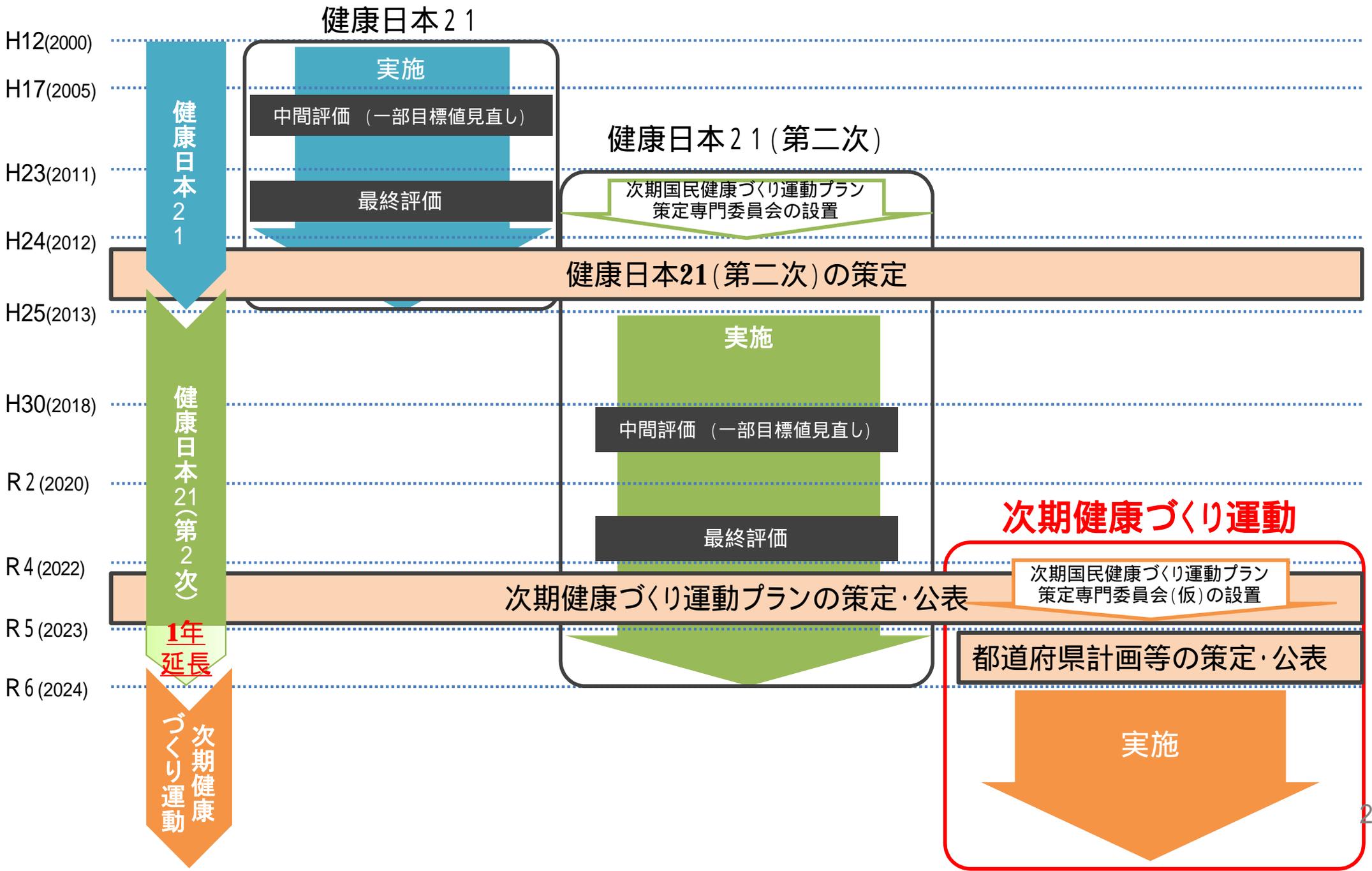
■ 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（厚生労働省告示第430号）第3の2の5

都道府県は、**国の目標の期間を勘案**しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行うこと。

【主な関連計画の計画期間】

計 画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
(国) 健康日本21（第二次）	計画期間：H25～R4											1年期間延長
(都) プラン21（第二次）	計画期間：H25～R4											
(都) 保健医療計画	計画期間：H25～H29					計画期間：H30～R5						
(都) がん対策推進計画	計画期間：H25～H29					計画期間：H30～R5						
(都) 医療費適正化計画	計画期間：H25～H29					計画期間：H30～R5						
(都) 高齢者保健福祉計画	計画期間：H24～H26		計画期間：H27～H29			計画期間：H30～R2			計画期間：R3～R5（予定）			
(都) 歯科保健推進計画	計画期間：H23～H27				H29まで期間延長		計画期間：H30～R5					

次期健康づくり運動プランの検討スケジュール(案)



健康日本21
健康日本21(第2次)
1年延長
次期健康づくり運動

次期健康づくり運動
次期国民健康づくり運動プラン
策定専門委員会(仮)の設置
都道府県計画等の策定・公表
実施